

# NEWS

## 住宅用火災警報器設置について

消防法及び相模原市火災予防条例により、平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となりました。火災の発生を知らせ、安全を守るために、住宅用火災警報器の設置をお勧めします。

相模原市では、おおむね 65 歳以上で、要介護・要支援認定を受けているなど援護を要し、本人及び扶養義務者の市民税が非課税の世帯を対象とした給付制度があり、限度額内で購入費のうち9割分が相模原市より給付されます。詳しくは大野中地域包括支援センターまでお問い合わせ下さい。

また、消防職員を名乗り、火災警報器設置を設置しないと罰せられると脅迫する悪質な訪問販売などが発生しておりますが、罰則規定はなく、消防職員が訪問販売をすることはございません。ご注意ください。

お問い合わせ 大野中地域包括支援センター ☎ 758-8278

**設置しましたか?**

### 住宅用火災警報器

消防法及び相模原市火災予防条例により、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

平成23年6月1日から  
すべての住宅に  
住宅用火災警報器の  
設置が必要です。

火災の発生を  
素早く知らせ  
大切な命を守ります!

設置は  
お早めに

お問い合わせ

消防局 ☎042-751-9111 北消防署 ☎042-774-0119 相模原消防署 ☎042-751-0119 津久井消防署 ☎042-685-0119 南消防署 ☎042-744-0119

社団法人 相模原市防災協会 ☎042-753-9971 (土曜、日曜、祭日を除く 9:30~17:00) <http://www.sdpa.or.jp/>

相模原市消防局

**「住宅用火災警報器」はあなたと家族を守ります**

どこに設置するの?

居室・階段・台所に設置します。

①居室 新築住宅に使用している居室に設置します。また、新築やリフォーム、日本に避難する場合は必ず設置する必要があります。

②階段 基本的に、階段がある階の階段部に設置します。①階建ての住宅で、2階に階段がある場合は階段の上段に設置します。また、2階建ての住宅で、階段の両側から階段を上り下りする場合は、階段の両側から階段を上り下りする場所に設置する必要があります。

③台所 火災発生率の高い「台所」は、必ず設置する必要があります。相模原市火災予防条例にも、新築住宅の台所に必ず設置する旨の条項が定められています。また、ガス機器の設置・交換の際には、必ず設置する必要があります。

住宅用火災警報器ってどんなもの?

煙式(煙感知)と熱式(温度感知)があります。

煙式は、煙を感知して知らせます。煙感知は、煙が一定量発生すると感知します。

熱式は、温度を感知して知らせます。熱感知は、温度が一定値を超えると感知します。

防犯設置型(防犯・防犯機能付)もあります。

防犯設置型は、防犯機能(防犯機能付)があります。

どこで買うの?

防災設備取扱店や、電気器具販売店、ホームセンター、ガス機器店などで購入できます。

日本消防規格が認定された機器にしてください。

NS

早めに設置して、万が一の火災に備えましょう!

悪質な訪問販売に注意しましょう!!

相模原市消防局パンフレット  
「設置しましたか？」  
住宅用火災警報器

# 大野中地域包括支援センターだより

平成23年6月10日  
大野中地域包括支援センター  
第11号

## 認知症サポーター養成講座を開催しました。

5月21日(土)、大沼公会堂にて、  
認知症サポーター養成講座を開催いたしました。

認知症についての説明や、特有の症状などについて講義を行なっています。参加者には認知症サポーターの証となるオレンジリングをお渡ししています。

今後も地域内各地で認知症サポーター養成講座を開催していく予定です。



## 元気アップシニア事業についてのお知らせ。

相模原市からのアンケートで運動・栄養・物忘れ・認知症・うつなどについての質問にお答えいただくと、結果に応じて、介護予防の為に教室のご紹介や、生活上のアドバイスをさせていただくことがあります。該当される方には地域包括支援センター職員より直接お電話にて連絡させていただきますので、よろしくお願い致します。

## ひとくちメモ

大野中地域の情報を掲載した「大野中地域福祉ガイド」を制作中です。7月以降、発行する予定となっております。ご希望の方は、大野中地域包括支援センターまでお声かけ下さい。

ご相談をお待ちしております。

大野中地域包括  
支援センター

042-758-8278

